

## 大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱

### 第1 趣 旨

この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス指定基準」という。）第97条第8項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）第86条第2項の規定に基づき指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）が自ら実施する提供する介護サービスの質の評価（以下「自己評価」という。）とともに、定期的に受けなければならない外部の者による評価（以下「外部評価」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 自己評価及び外部評価の目的

- 1 自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定されるものであり、外部評価は、自己評価の結果と外部評価の結果を対比して、両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とする。
- 2 自己評価及び外部評価の結果を公表することで、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）の利用者及びその家族への情報提供を推進するとともに、事業所を利用しようとする者のサービスの選択に資するものとする。

### 第3 自己評価及び外部評価の実施回数

- 1 事業者は、その事業所ごとに、定期的に（少なくとも年に1回）自己評価を行い、外部評価を受けるものとする。
- 2 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、1の規定にかかわらず、当該事業所の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。
  - ア 別紙3の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。
  - イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
  - ウ 過去1年間に開催された運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が4回以上出席していること。

エ 別紙3の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、直近の外部評価項目の2, 3, 4, 6の実践状況が適切であること。

3 2の規定による場合の手續については、次のとおりとする。

ア 事業者は指定を受けた市町村に申請書(様式1)を3月末日までに提出する。

イ 市町村は申請内容を確認のうえ、意見を添え、4月末日までに、県に申請書を送付する。

ウ 県は、2の規定の適用の可否について決定し、事業所に通知するとともに、市町村及び評価機関に対して決定内容を通知する。

#### 第4 自己評価の実施

事業者は、別紙3「自己評価及び外部評価結果」により自ら提供するサービス等について、評価を行うものとする。評価を行うに当たっては、当該事業所を設置・運営する代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施するものとする。

#### 第5 評価機関

外部評価は、県が県内の事業所に係る外部評価を適切に実施できる能力があると認めて選定した法人(以下「評価機関」という。)が実施するものとし、評価機関の具体的な要件及び選定手続き等については、大分県地域密着型サービス等外部評価機関選定要領に定めるとおりとする。

#### 第6 外部評価の構成

外部評価は、評価機関の複数の評価調査員により実施された「書面調査」及び「訪問調査」の結果を総合した上で、評価機関としての決定に基づき行うものとする。

##### 1 書面調査

書面調査は、次の書類の提出を求め、「現況調査」と「自己評価結果」及び「利用者評価」により行うものとする。

(1) 事業所の運営概要が分かる書類

例えば、運営規定、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット 等

(2) 事業所のサービス提供概要が分かる書類

例えば、介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録 等

(3) 自己評価及び外部評価結果

評価を受ける事業者が実施した直近の自己評価結果について記載した、別紙3の「1 自己評価及び外部評価結果」(外部評価結果に係る記入欄を除く)

(4) 利用者評価

利用者評価は、事業所の利用者の家族等に対し、当該事業所を通じてア

ンケート用紙（様式2）を配付し、直接回答を受けることにより行うものとする。

(5) 事業所の情報把握

評価機関は、外部評価を実施するにあたって、「介護サービス情報の公表」制度の基本情報項目を活用して事業者の情報把握を行うこととする。

ただし、これにより難しい場合は、別紙（1）「情報提供票」の提出を業者に求めることができることとする。

(6) その他必要と認める書類

例えば、運営推進会議の議事録 等

2 訪問調査

(1) 訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、県が定める外部評価項目（別紙2）についての調査を行うものとする。

(2) 訪問調査の期間は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行うものとする。

(3) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

(4) 緊急を要する事項（明らかに地域密着型サービス指定基準又は地域密着型介護予防サービス指定基準に違反しており、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、評価機関を通じて市町村及び県に通報するなど適切な対応を行うものとする。

3 外部評価の結果の決定及び通知

(1) 評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断して、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく別紙3の「1 自己評価及び外部評価結果」を当該評価機関に提出するものとする。

(2) 評価機関は、提出を受けた（1）の評価結果の写しを事業者に送付し、評価結果に対する意見を述べる旨を告知するものとする。

(3) 評価機関は、（1）の評価結果の内容を踏まえて評価機関としての外部評価の結果を決定するものとする。なお、事業者から意見が出されたは、これを参酌して（1）の評価結果の内容を検討し、評価機関としての外部評価の結果を決定するものとする。

(4) 評価機関は、評価結果又は事業者からの意見について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会を開催し、その審査結果を踏まえた上で、評価機関としての外部評価の結果を決定するものとする。

(5) 評価機関は、評価結果を決定したときは、これを評価を受けた事業所に通知するものとする。

## 第7 評価審査委員会

- 1 評価審査委員会は、認知症介護に関する学識経験者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者の家族の代表者等で構成するものとする。
- 2 評価審査委員会は、上記第6の3の(4)による場合のほか、1年に1回を目的として定期的を開催し、外部評価の実施及び評価調査員の養成等について報告を受け、その内容について意見を述べ、その運営の適正化を図るものとする。

## 第8 外部評価の手続

- 1 事業者から評価機関に対する申込み  
事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。
- 2 評価機関による外部評価の実施
  - (1) 事業者は、評価機関に申し込んだ後、当該評価機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき当該評価機関に対して評価手数料を支払うものとする。
  - (2) 評価機関は、「大分県地域密着型サービス等外部評価機関選定要領」の別紙4「認知症対応型共同生活介護事業所外部評価実施要領」（参考例）を参考に実施要領を定め、当該実施要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

## 第9 評価結果の公開

- 1 評価機関は、当該サービスの利用者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」を利用して、別紙3の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を公開するものとする。
- 2 事業者は、評価結果について以下のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
  - (2) 事業所内の見やすい場所に掲示するほか、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示すること。
  - (3) 利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。
  - (4) 指定を受けた市町村に対し、評価結果を提出すること。  
この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取扱いとする。
  - (5) 評価結果等については自ら運営する運営推進会議において説明すること。  
また、併せて別紙3の「3 サービス評価の実施と活用状況」を作成し、説明することが望ましい。
- 3 事業所が存する市町村は、当該サービスの利用者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うこと。

#### 第10 福祉サービスの第三者評価及び介護サービス情報の公表制度との関係

- (1) 事業所については、本要綱に基づく外部評価の実施をもって、福祉サービス第三者評価を実施したものとみなすこととする。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）は、利用者によるサービスの選択を支援するため客観的な事実情報を公表するものであるが、一方、外部評価制度は、事業者が行うサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとしている。

このように、両制度は異なる目的のために行われるものであることから、いずれの制度も適切に実施する必要がある。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 「大分県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要綱」（平成17年4月11日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。